

船堀四丁目付近景観地区 計画書

《計画決定 R 5.10.10 江戸川区告示第 740 号》

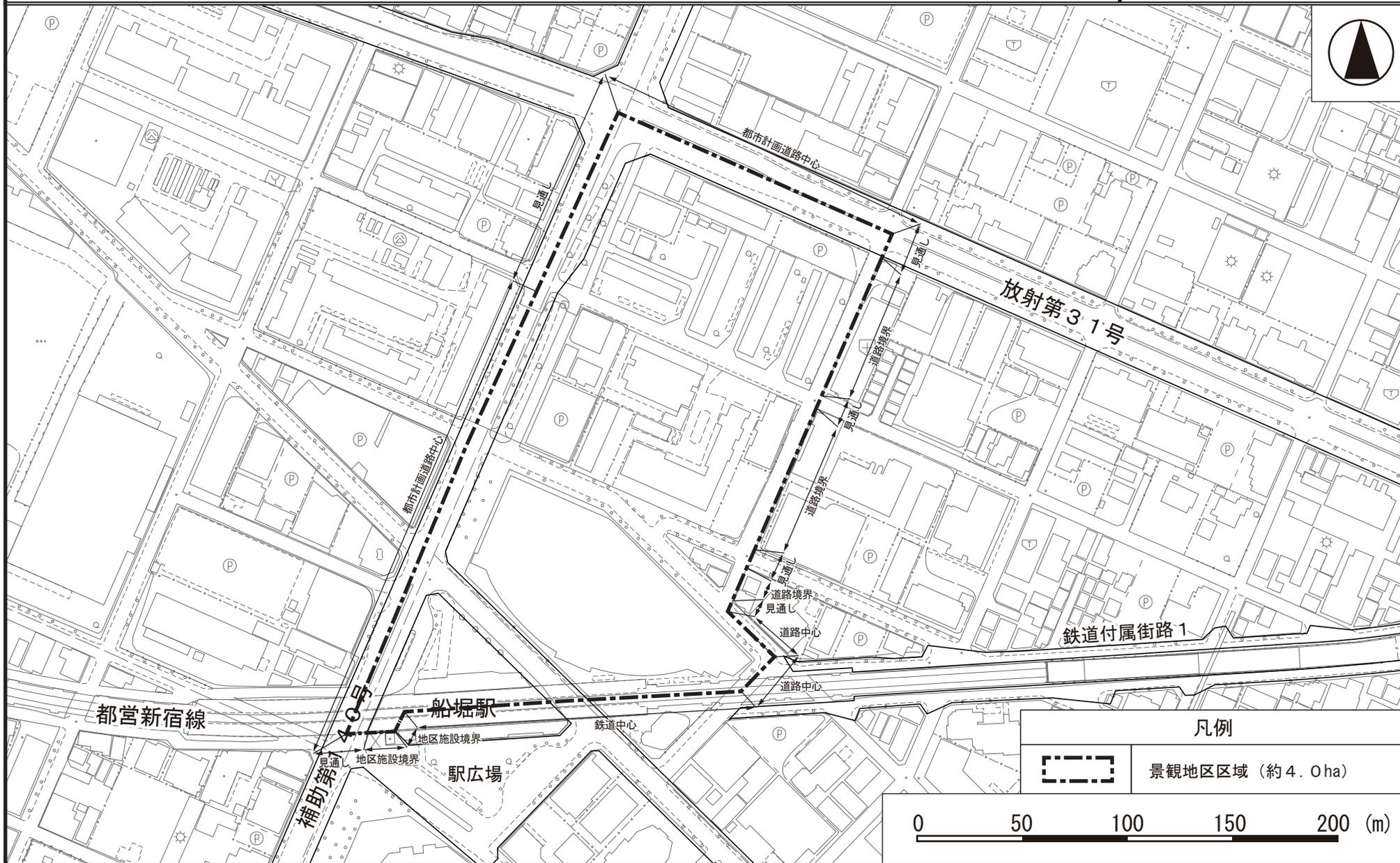
名 称	船堀四丁目付近景観地区
位 置	船堀三丁目及び船堀四丁目各地内
面 積	約 4.0ha
建築物の形態 意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京都景観計画、江戸川区景観計画、船堀四丁目地区景観形成ガイドライン（以下、「ガイドライン」とする。）及び次の 2～3 に適合するものとする。 2. 再開発事業で整備する建築物の低層部は、既存のタワーホール船堀とともに地域の玄関口にふさわしいにぎわいのある景観形成と、船堀グリーンロードの豊かな緑と調和したデザインにより「行政・防災の拠点」となるシンボル性をもった空間を創出するため、次の(1)～(4)に適合するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物外壁の主要な色彩は、周辺のまちなみや緑と調和した色彩や素材を使用する。 (2) 建築物と一体で整備する広場空間は、多世代・多文化の出会いや交流の創出や、地域における憩いとにぎわいの空間となるよう、駅前広場からの人の往来、連続性を意識するとともに、船堀グリーンロードと一体的に利用できる計画とする。 (3) 歩行者の快適性や安全性の向上を図るため、ゆとりある歩行者空間を確保する。 (4) 建築物に附帯する構造物や設備機器を屋上や屋外に設置する場合には、植栽や意匠を施したルーバー等で遮蔽したり、建築物本体とデザインの一体化を図る等、周辺環境との調和に配慮する。 (5) 回遊性向上や避難機能を有する歩行者デッキは、圧迫感や閉塞感を与えないように配慮し、にぎわいのある多層的な空間を計画する。 3. 再開発事業で整備する建築物の高層部は、既存のタワーホール船堀とともに一団の建築群を形成し、防災活動拠点として周辺からの視認性を高めるとともに、まちの背景である空と調和に配慮した素材や色彩を選定したうえ、壁面の分節化等の工夫を図り、空に溶け込み圧迫感の軽減を図った形態意匠とするため次の(1)～(3)に適合するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物外壁の主要な色彩は空との調和を考慮し、高明度（明度 6 以上）を使用したうえ、空との対比が強い色彩は避ける。 (2) 外壁等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないように配慮する。 (3) まちや通りに対する圧迫感を軽減するため、長大な壁面・単調な壁面にならないように分節化等の配慮を行い、歩行者が空の広さを感じることが出来るように配慮する。 (4) 建築物に附帯する構造物や設備機器を屋上や屋外に設置する場合には、意匠を施したルーバー等で遮蔽したり、建築物本体とデザインの一体化を図る等、周辺環境との調和に配慮する。

「位置、区域については、計画図表示のとおり」

理由：市街地再開発事業及び地区計画等と連携し、区の防災拠点として視認性を確保するとともに、周辺環境と調和した都市景観を創出するため景観地区を指定する。

東京都市計画景観地区
船堀四丁目付近景観地区 計画図

[江戸川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第 04-K123-3 号、(承認番号) 4 都市基街都第 283 号、令和 5 年 3 月 7 日